長野県中学校総合体育大会に参加可能な委任指導による部活動について

すべての中学生に運動やスポーツの楽しさ・喜びを味わわせる機会を保障するために、長野県中学校総合体育大会に出場することができるように道を拓くとの観点から、委任指導による部活動について以下のように整理する。

1 委任指導による部活動とは

在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を市町村(地区)内の学校が受け入れるというものである。運動部活動に参加したい生徒の救済事業として推進する活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。

2 事業主体と実施主体

実施の事業主体は、市町村教育委員会または長野県教育委員会、市町村中学校長会(以下、事業主体)とする。

実施主体は、市町村立中学校、義務教育学校とする。

3 実施対象校

実施対象校は、事業主体の判断に委ねる。

4 実施期間

原則1年間(年度単位)とするが、継続も拒まないものとする。もしくは、事業主体の判断に委ねる。

5 委任指導による部活動を実施するに当たって必要な手続き

部がない学校が、部のある近隣他校へ部活指導の委任を行う際には、在籍校の課外指導として位置づけ、 学校管理下としての活動となるため、以下の点を参考に計画・運営を行う必要があり、管轄の市町村教委へ の申し出や承認についても、それぞれ確認が必要になる。

- (1) 委任指導を依頼する学校の校長は、郡市中学校校長会に申し出る。郡市校長会で審議・判断する。 (市町村教育委員会が主導している場合は校長会による審議・判断は不要)
- (2) 郡市校長会での判断を受け、委任指導に係る依頼及び承諾等の文書による取り交わしを行う。

【様式1】委任指導「依頼書 | 保護者(A) ⇒ 在籍校の学校長(B)

【様式2】委任指導「依頼書」 在籍校の学校長(B) ⇒ 依頼先の学校長(C)

【様式3】委任指導「承諾書」 依頼を受けた学校長(C) ⇒ 在籍校の学校長(B)

6 実施上の留意点

- (1)活動方針や活動内容についての学校間での協議と共通理解及び指導計画書の作成
- ②生徒・保護者へ委任指導による部活動の趣旨や内容、協力内容等の説明
- ③学校間での定期的な打ち合わせ計画や、活動方針等の確認の場の設定
- ④活動日の人数把握と報告、生徒の健康状態等の確認方法と連絡方法
- ⑤移動での留意点の指導内容、移動手段、保護者への協力内容等
- ⑥万一の場合の、緊急時対応マニュアルの整備と運用方法
- ⑦その他安全上必要と思われる事項
- ⑧在籍校及び依頼先の学校の指導のもとでの移動・活動中での事故については、スポーツ振興センターの災害救済給付が適用する。